

松江市（島根）スクールバス運行業務委託
 プロポーザルに係るご質問に対する回答

質問事項	松江市（島根）スクールバス運行業務委託
No. 1	
質問内容	<p><遠隔点呼について></p> <p>4年間の契約の内 2年目当たりからの遠隔点呼を考えているが（準備の都合上）その場合検討していただけるか。</p>
回答	<p>途中からの導入については、本業務「基本仕様書」に示す項目に係る様式等を提出され、すべての要件が満たされていることが確認（承認）された場合にあっては、本契約に係る変更契約を締結し変更することは可能です。ただし、遠隔点呼を導入され、運行管理を集中管理されることにより運行管理費等の削減が見込まれることから、提出されている経費明細書内訳書を基に、委託料に係る変更契約もあわせて行うものと考えております。</p>

質問事項	松江市（島根）スクールバス運行業務委託
No. 2	
質問内容	<p>自動（A I）点呼（業務後）の採用は検討していただけるか。 ※弊社は現在 貸切バスは自動（A I）点呼を採用しているため。</p>
回答	<p>本業務委託に係る運行管理（点呼）は、対面点呼を基本としたうえで、今回のプロポーザルより遠隔点呼に係る諸条件を満たし運行管理が可能なものも認めることとしましたが、いずれの場合にあっては、乗務員の出勤から退勤までの間（本業務遂行時）は、常駐する専任の運行管理者（補助者）が運行管理することを条件としています。</p> <p>この自動（A I）点呼（業務後）については、旅客自動車運送事業における早朝・深夜等に用いられており運行管理者が常駐しない管理方法であるものと考えております。</p>